

水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例及び

京都府環境を守り育てる条例施行規則の一部改正について

1 改正の趣旨

現在、国において、水質汚濁防止法（以下「法」という。）に基づく特定事業場からの六価クロム化合物の排水基準等を強化するための省令等改正手続が進められていることから、これを踏まえて、府独自の排水基準等を規定する「水質汚濁防止法に基づく排水基準に関する条例」（以下「上乗せ条例」という。）及び「京都府環境を守り育てる条例施行規則」（以下「環境条例施行規則」という。）の改正を行う。

2 改正の主な内容

法の規定

最新の科学的知見に基づき、六価クロム化合物の排水基準等強化
(令和6年4月施行予定)

- 排水基準 [現行] 0.5mg/L ⇒ [改正案] 0.2mg/L
- 地下浸透基準 [現行] 0.04mg/L ⇒ [改正案] 0.01mg/L

(1) 上乗せ条例の規定

国の六価クロムの改正基準案(0.2mg/L)は、上乗せ条例の現行基準(0.25又は0.4mg/L)より厳しいことから、法対象事業場への上乗せ基準を削除。

(2) 環境条例施行規則の規定

① 法対象外事業場への排水基準

環境条例規制対象事業場の排水基準(現行0.25、0.4、0.5mg/L)を国の改正基準案(0.2mg/L)と同じ値に引き下げ。

② 汚水の地下浸透基準

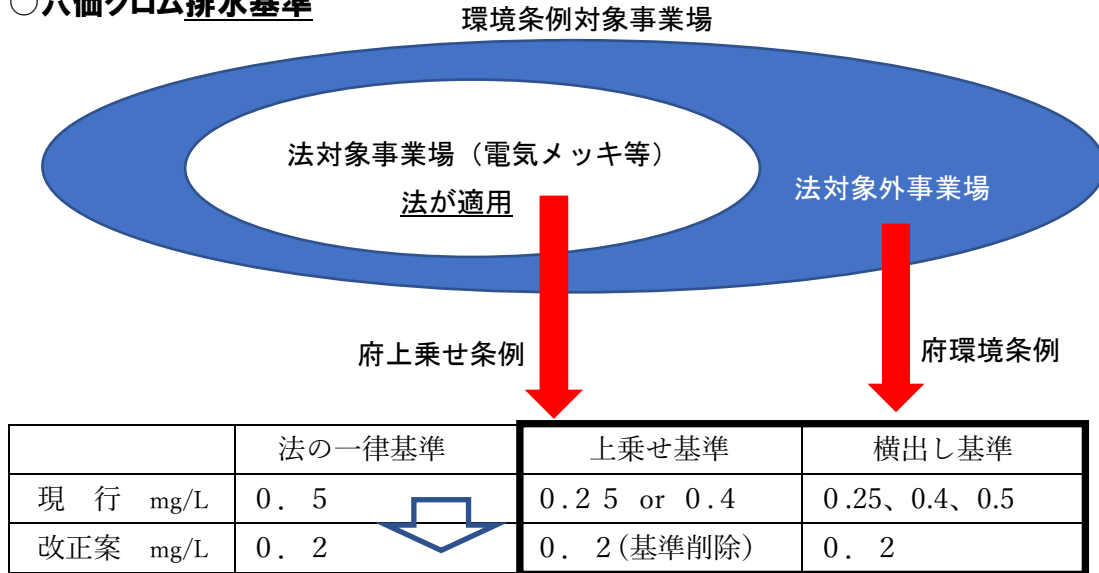
環境条例規制対象事業場に対して、六価クロムを含む全クロムの地下浸透基準はそのまま(0.02mg/L)、国の改正基準案(六価クロム0.01mg/L)と同じ六価クロムの地下浸透基準を新たに追加。

(参考) 六価クロム化合物について

主に表面処理剤や顔料、染料等に用いられる。人間が長期間にわたって六価クロム化合物を体内に取り込むと、発がん影響等があるとされている。

法、2条例のイメージ

○六価クロム排水基準



○六価クロム、全クロム地下浸透基準

